

- 令和5年の提案募集においては、以下の方針により、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。

1. スケジュール

- | | |
|----------|---|
| 2月20日（月） | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（令和5年提案募集の方針決定）
○事前相談・提案受付開始 |
| 4月25日（火） | ○事前相談受付終了 |
| 5月19日（金） | ○提案受付終了
↓
○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度） |
| 6月中旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請 |
| 6月～8月初旬 | ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング |
| 8月上旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告）
○関係府省への再検討要請 |
| 9月上中旬 | ○関係府省からの第2次ヒアリング |
| 11月中下旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承） |
| 12月中下旬 | ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定） |

2. 重点募集テーマ①「連携・協働」

地方公共団体において、団体内の各部局間、国や他の地方公共団体との間、事業者やNPO等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資する見直し

<提案の視点の例>

①地方公共団体内の各部局間の連携・協働

- ・ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること
- ・ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大
- ・ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大
- ・ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し

②国や他の地方公共団体との連携・協働

- ・ 地方公共団体が国と連携しハローワーク事業を実施できることとする見直し
 - ・ 感染症対策に関し、市町村が都道府県からの協力要請に応ずるため必要と認める場合に、都道府県に感染症患者等の情報提供を求めることを可能とする見直し
- 複数の地方公共団体による計画の共同策定を可能とする見直し
- 遠隔自治体と連携して行政サービスを実施することを可能とする制度の整備 なども考えられる。

③地方公共団体と民間事業者・NPO又は公益法人等との連携・協働

- ・農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化
- ・病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の見直し
- ・市町村が委託する事業者等から運輸支局等への申請に係る手続の簡素化

- 地方公共団体が実施する事業等に係る実施主体の見直し
- 地方公共団体から事業者等に対する委託の範囲・手続の見直し
- 事業者等から地方公共団体への申請・届出に係る様式の統一・電子化 なども考えられる。

○ 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。

2. 重点募集テーマ②「人材(担い手)確保」

人口減少社会において人材不足のさらなる深刻化が懸念される中、地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで住民サービスの質を維持・向上する見直し

<提案の視点の例>

①地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材（担い手）の確保

- ・ 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し
- ・ 複数の施設等との共同により年間を通じて休日保育を実施する施設等を休日保育加算の対象とする見直し

②人員配置・任用に係る規制緩和

- ・ へき地における看護職員等医療従事者の派遣に係る労働者派遣法の規制緩和
- ・ 居宅介護支援事業所の管理者の要件緩和及び経過措置期間の延長

③特定の業務に係る資格要件等の緩和

(ア) 資格要件の緩和

- ・ 生活保護ケースワーカーの任用に必要な社会福祉主事任用資格の取得に係る受講科目要件の緩和
- ・ 放課後児童支援員資格の取得に係る要件の緩和・明確化

(イ) 受験資格の緩和

- ・ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し
- ・ 介護福祉士試験受験資格の取得に必要な「介護福祉士実務者研修」受講時間の見直し及び看護師等に対する一部科目の受講免除
- ・ 保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許を取得する際の特例適用に係る要件の明確化

④ 地方公共団体の行う業務における外部人材の活用

- ・ 介護予防支援事業への民間法人の参入を可能とする見直し
- ・ 准看護師試験に係る事務の都道府県から指定試験機関への委託を可能とする見直し
- ・ 介護認定における新規申請分の訪問調査を指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和
- ・ 地方公共団体の歳入の収納事務について私人に委託することを可能とする見直し

○ 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。

3. 提案募集の更なる充実について

- 提案のすそ野拡大に向けた以下の取組を行う。
 - 提案募集方式の認知度向上のため、WEB会議システム等も活用し、引き続き、都道府県等と連携した市町村職員向け研修を実施
 - 提案検討のための実践的ノウハウを掲載したハンドブックや、提案募集方式の取組・成果事例集等により地方における提案検討を後押し
 - 地方公共団体等の皆様に令和5年の提案募集を周知する「全国説明会」を実施

- 重点募集テーマについては、地方六団体等を通じ、特に積極的な提案を呼びかける。

- 制度改正等の効果が幅広い地方公共団体にとって役立つことを示すためには、複数の地方公共団体等が共同で提案を行うことが効果的である。
共同提案の推進等を図るため、早期に頂いた事前相談の情報を各地方公共団体等に提供し共同提案の意向等を募る取組を、本年も継続する。